秋田市営繕工事における週休２日制工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市が発注する営繕工事における週休２日制工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休２日

ア　完全週休２日（土日）

対象期間の全ての週において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定するものとする。

イ　月単位の週休２日

対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ　通期の週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を

除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

（週休２日の判断基準）

第３条　週休２日の判断基準については、次の各号に定めるところによる。

(1) 完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が２日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、成立しているとみなす。

(2) 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5パーセント（28日分の８日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、成立しているとみなす。

(3) 通期の週休２日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント（28日分の８日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(4) 前３号において、現場閉所日（現場休息日）を土曜日および日曜日としない場合においては、受発注者間の協議により変更できるものとする。なお、完全週休２日（土日）については、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含み、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不

能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事および発注手法）

第４条　発注者は、全ての工事を対象に、週休２日制工事により発注することを原則とする。ただし、次に掲げる工事は、対象としないことができる。

(1) 災害復旧等による緊急を要する工事

(2) 現場施工の日数が30日以内と見込まれる工事

(3) 前２号に掲げるもののほか、社会的要請や現場条件の制約等により週休２日制工事に適さないと判断した工事

（対象工事である旨の明示）

第５条　発注者は、工事を発注する場合は、設計図書に当該工事が週休２日制工事である旨を記載するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第６条　対象工事において、現場閉所（現場休息）の確認等については、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 工事着手前

ア　監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休２日が確保されていることを確認する。

イ　「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ　分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

(2) 工事着手後

ア　監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離

発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ　監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(3) その他留意事項

ア　現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ　監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

ウ　監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ　工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

オ　監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2　工期の設定に当たっては、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、後工程へのしわ寄せおよび全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

（工事成績評定）

第７条　工事成績評定に当たっては、秋田市工事成績評定要領（平成27年

３月31日市長決裁）において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休２日を確保した場合は、従来と同様に適切に評価する。また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年12月１日から施行し、同日以後に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

（経過措置）

２　この要領の施行前に契約した営繕工事に対する適用については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和８年２月２日から施行し、同日以後に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年11月１日から施行し、同日以降に工事設計書を作成する営繕工事から適用する。

（経過措置）

２　この要領の施行前に工事設計書を作成した営繕工事に対する適用については、なお従前の例による。